

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月21日
照会部署名 九州ブロック厚生年金適用支援G
照会担当者 (一般職) 戸田 一成
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 山口

(案件)

(受付番号) No. 2010-536	病休中に減給した場合の随時改定について
------------------------	---------------------

(内容)

下記事案につきまして、社会保険労務士から照会を受けましたが、判断しかねますので、ご教示お願い致します。

長期療養中の者が傷病手当金の受給期間満了後（1年6ヶ月経過）、事業主と被保険者双方の毎月の保険料負担軽減のため両者の合意の上減給し、減給後3ヶ月間だけ病休中だが満額支給することとした場合、随時改定に該当するかどうか。

(回答)

本事例は、事業主と被保険者双方の毎月の保険料負担軽減のため両者の合意の上減給したとしているが、減給後の報酬が、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和37年6月28日保険発第71号）」における「休職による休職給」（給与規定に基づき休職という事由に基づいて支給される休職給）でなければ、固定的賃金の減額による降給があったとして、算定月額による等級と現在の等級との間に二等級以上の差が生じれば、標準報酬の随時改定を行うこととなる。

ただし、本事例は、「傷病手当金を受給した後に保険料負担軽減のため両者の合意の上減給した」との事情があるので、念のため不正等がないか、その事業所における休職規定や休職期間中の給与支払い状況を賃金台帳等で確認されたい。

回答日 平成22年10月19日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 高橋 勝
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上